

BSn

定 款

(2020 年 6 月 25 日 改正版)

株式会社 **新潟放送**

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社新潟放送と称し、英文では BROADCASTING SYSTEM OF NIIGATA INCORPORATED と表示する。

2 当社は、BSN と略称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業
2. 放送番組の企画、製作及び販売
3. 美術、音楽、スポーツ、映画、演劇、芸能、科学等各種催物の企画、製作、販売及び興行
4. 出版物の企画、発行及び販売
5. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、製作、複製及び販売並びにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供
6. 放送・通信を利用した商品販売の企画並びにこれに関連した商品の販売及びその斡旋
7. 著作権の利用開発、取得、譲渡及び使用許諾
8. 放送に関わる著作物及び標章等を複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、ディスク及び飲食物の販売
9. インターネットによる情報提供サービス・支援及び電子商取引
10. 各種催物及び興行の出演者、タレントの斡旋
11. コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売並びにコンピュータによる情報処理、情報提供に関する業務

12. コンピュータ及びその関連機器の販売
13. 不動産の賃貸及び管理業務
14. ホテル、レストラン、駐車場の経営、運営管理
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、新潟市において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社の単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)

第 8 条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が当社の議決権の5分の1以上を占めること

となるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項の規定にかかわらず株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国政府又はその代表者
3. 外国の法人又は団体
4. 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する手続は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 開催地は、新潟市とする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電子的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第21条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役会長を置かないとき、又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して、その通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(相談役)

第26条 当社は、取締役会の決議によって相談役を置くことができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(定員)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定することができる。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけない。

以 上

昭和27年	7月 3日	制 定	平成14年	6月27日	一部変更
昭和31年	2月25日	一部変更	平成15年	6月27日	〃
昭和32年	8月21日	〃	平成16年	6月29日	〃
昭和33年	2月17日	〃	平成18年	6月29日	〃
昭和33年	5月28日	〃	平成21年	6月26日	〃
昭和35年	2月25日	〃	平成22年	6月29日	〃
昭和36年	2月25日	〃	平成23年	6月29日	〃
昭和36年	8月24日	〃	平成24年	6月28日	〃
昭和42年	8月25日	〃	2019年	6月27日	〃
昭和49年	8月30日	〃	2020年	6月25日	〃
昭和50年	5月29日	〃			
昭和53年12月22日		〃			
昭和57年	6月29日	〃			
昭和58年	6月29日	〃			
平成 4年	6月26日	〃			
平成 5年	6月29日	〃			
平成 6年	6月29日	〃			
平成11年	6月29日	〃			
平成12年	6月29日	〃			
平成13年	6月28日	〃			